省　令

○国土交通省令第八十号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和四年十一月十四日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（都市計画法施行規則の一部改正）

第一条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為）	（令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為）
第四十三条の七　令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～二十四　（略） 二十五　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為	**第四十三条の七**　令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～二十四　（略） 二十五　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為）	（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為）
第二十四条　令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～二十四　（略） 二十五　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為	**第二十四条**　令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～二十四　（略） 二十五　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為

（国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為）	（令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為）
第六条　令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～二十四　（略） 二十五　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為	**第六条**　令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～二十四　（略） 二十五　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為

附　則

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月十四日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局環境検査課の事務分掌事項欄中「及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社」を「、中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び株式会社脱炭素化支援機構」に改め、同表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三局環境検査課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社脱炭素化支援機構の成立の日から適用する。